

津市公告第43号

農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第13条第1項の規定により津市農業振興地域整備計画を別冊のとおり変更し、同条第4項において準用する同法第11条第2項の規定により提出された意見書の要旨及び当該意見書の処理の結果を別紙のとおり公告します。

なお、別冊及び別紙は省略し、津市農林水産部農林水産政策課に備え置いて縦覧に供します。

平成23年4月4日

津市長職務代理者 津市副市長 野口正

津市公告第44号

森林法（昭和26年法律第249号）第10条の5第1項の規定により、津市森林整備計画をたてたので、同法第10条の5第8項の規定により次のとおり公告し、当該津市森林整備計画を縦覧に供します。

平成23年4月4日

津市長職務代理者 津市副市長 野口 正

1 縦覧場所

津市 農林水産部 林業振興室

2 縦覧期間

自 平成23年4月4日

至 平成23年5月3日

津市公告第45号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第2項の規定において準用する同法第62条第1項の規定により、三重県知事より亀山都市計画下水道事業津市単独公共下水道（椋本処理区）の変更認可に係る図書の写しの送付がありましたので、同法第63条第2項の規定において準用する同法第62条第2項の規定により、次の場所において縦覧に供します。

平成23年4月4日

津市長職務代理者 津市副市長 野口 正

縦覧場所

津市殿村5番地

津市下水道部下水道政策課

津市公告第46号

三重県知事による亀山都市計画下水道事業の変更認可の告示がありましたので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第66条の規定により、次のとおり公告します。

平成23年4月4日

津市長職務代理者 津市副市長 野 口 正

1 都市計画事業の種類及び名称

亀山都市計画下水道事業津市単独公共下水道（棕本処理区）

2 施行者の名称

津市

3 事務所の所在地

津市殿村5番地

4 事業施行の期間

平成13年10月5日から平成29年3月31日まで

5 事業地

(1) 収用の部分

変更無し

(2) 使用の部分

変更無し

津市公告第47号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第2項の規定において準用する同法第62条第1項の規定により、三重県知事より津都市計画下水道事業津市単独公共下水道（中央処理区）の変更認可に係る図書の写しの送付がありましたので、同法第63条第2項の規定において準用する同法第62条第2項の規定により、次の場所において縦覧に供します。

平成23年4月4日

津市長職務代理者 津市副市長 野 口 正

縦覧場所

津市殿村5番地

津市下水道部下水道政策課

津市公告第48号

三重県知事による津都市計画下水道事業の変更認可の告示がありましたので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第66条の規定により、次のとおり公告します。

平成23年4月4日

津市長職務代理者 津市副市長 野口正

1 都市計画事業の種類及び名称

津都市計画下水道事業津市単独公共下水道（中央処理区）

2 施行者の名称

津市

3 事務所の所在地

津市殿村5番地

4 事業施行の期間

昭和43年4月1日から平成29年3月31日まで

5 事業地

(1) 収用の部分

昭和43年建設省告示第1906号、昭和45年三重県告示第768号、昭和50年三重県告示第98号、昭和57年三重県告示第178号、昭和63年三重県告示第143号、平成7年三重県告示第224号、平成12年三重県告示第594号及び平成18年三重県告示第260号の事業地に西丸之内地内を加える。

(2) 使用の部分

昭和43年建設省告示第1906号、昭和45年三重県告示第768号、昭和50年三重県告示第98号、昭和57年三重県告示第178号、昭和63年三重県告示第143号、平成7年三重県告示第224号、平成12年三重県告示第594号及び平成18年三重県告示第260号の事業地から、高洲町から中河原字矢倉下までの区間内、末広町から末広町までの区間内、高洲町から高洲町までの区間内及び高洲町から末広町までの区間内を削除する。

津市公告第49号

狂犬病予防員より狂犬病予防法（昭和25年法律第247号）第6条第1項に基づく犬の抑留について通知がありましたので、同条第8項の規定により公告します。

平成23年4月7日

津市長職務代理者
津市副市長 野口 正

1 抑留日 平成23年3月31日

2 抑留期間 平成23年4月7日まで

番号	捕獲した 場所	種類	毛色	性別	体格	年齢	その他
1	津市 垂水	ミニチュアピ ンシャー	ブラッ クタン	メス	小	91日 以上	首輪あり

3 連絡先 津市環境部環境保全課

電話 059-229-3282

津保健福祉事務所 保健衛生室衛生指導課

電話 059-223-5192

津市公告第50号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定により許可した開発行為に関する工事が完了しましたので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告します。

平成23年4月8日

津市長職務代理者

津市副市長 野口 正

1 工事完了年月日

平成23年4月6日

2 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

津市神納町325番3ほか9筆

3 許可を受けた者の住所及び氏名

津市久居野村町420番地9

株式会社川崎ハウジング

代表取締役 川崎 昌美

津市公告第51号

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第18条第1項の規定により、津市農用地利用集積計画を定めましたので、同法第19条の規定により公告します。

平成23年4月8日

津市長職務代理者 津市副市長 野口正

津市公告第52号

平成22年産畑作物共済（大豆；一筆方式）に係る共済金の支払額を決定したので、津市農業共済条例（平成18年津市条例第185号）第115条の規定により、畑作物共済加入者ごとに共済金の支払額、畑作物共済減収量、共済金の支払期日及び共済金の支払方法を別紙のとおり公表するものとする。

平成23年4月8日

津市長職務代理者 津市副市長 野口 正

津市公告第53号

住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第11条第3項及び第11条の2第12項の規定により、住民基本台帳閲覧状況について別紙のとおり公告します。

平成23年4月11日

津市職務代理者 津市副市長 野口正

住 民 基 本 台 帳 閲 覧 事 項 明 細

NO	閲覧機関の名称	請求事由の概要	閲覧の年月日	閲覧に係る住民の範囲
1	金融広報中央委員会 (日本リサーチセンター)	家計の金融行動に関する世論調査	平成22年 4月21日	西丸之内、一志町小山、一志町片野 満20歳以上の男女 32名
2	NHK放送文化研究所 (中央調査社)	2010年全国接触者率調査	平成22年 5月11日	美里町船山、美里町高座原、美里町穴倉、 美里町南長野 7歳以上の男女 12名
3	NHK津放送局	全国個人視聴率調査	平成22年 5月10日	高野尾町 明治生まれから平成15年生ま れまでの14名
4	内閣府大臣官房政府広報室 (中央調査社)	国民生活に関する世論調査	平成22年 5月20日	一志町波瀬20歳以上(平成2年5月末日 生まれまで)の男女 28名
5	NHK放送文化研究所 (中央調査社)	日韓市民意識調査	平成22年 5月28日	一身田豊野20歳以上(平成2年12月末 日生まれまで)の男女 12名
6	内閣府大臣官房政府広報室 (中央調査社)	消費動向調査	平成22年 5月31日	下井財町津興(H22.8.1)、阿漕町津興 (H22.8.1)、柳山津興(H22.9.1) 70名
7	国立大学法人東京大学 (中央調査社)	中高年者の生活実態に関する全国調 査	平成22年 6月17日	高茶屋小森町大正14年8月1日生まれから昭 和35年7月末日生まれまで 23名
8	NHK津放送局	国民生活時間調査	平成22年 6月21日	高野尾町明治生まれから平成12年生まれ まで 26名
9	内閣府大臣官房政府広報室(日本 リサーチセンター)	大都市圏に関する世論調査	平成22年 6月30日	丸之内養正町、中央、満20歳以上男女平成 2年6月30日生まれまで 11名
10	内閣府大臣官房政府広報室(日本 リサーチセンター)	労働者の国際移動に関する世論調査	平成22年 6月30日	上浜町六丁目、大谷町、満20歳以上男女平 成2年6月30日生まれまで 13名
11	NHK放送文化研究所(日本リサー チセンター)	デジタル放送調査2,010	平成22年 8月3日	栗真町屋町1.6歳以上の男女(平成6年1月 31日生まれまで) 12名
12	NHK放送文化研究所 (中央調査社)	政治と社会に関する意識調査	平成22年 7月23日	船頭町津興、三重町津興 20歳以上(平成2年1 月末日生まれまで) 男女12名
13	国土交通省観光庁参事官(サービ スイリサーチセンター)	旅行・観光消費動向調査	平成22年 7月27日	中河原 男女個人 85名
14	日本大学法学校 (新情報センター)	暮らしの安心・信頼・社会参加に關 するアンケート調査	平成22年 7月28日	鶴音寺町400番地以降 80名
15	厚生労働省	第5回男女の生活と意識に関する調 査	平成22年 8月25日	木造町 昭和35年9月1日から平成6年8 月31日生まれまでの男女 23名

住 民 基 本 台 帳 閲 覧 事 項 明 細

NO	閲覧機関の名称	請求事由の概要	閲覧の年月日	閲覧に係る住民の範囲
16	内閣府大臣官房政府広報室 (日本リサーチセンター)	高齢者医療制度に関する世論調査	平成22年 8月 18日	末広町 満20歳以上の男女(平成2年8月31日生まれまで) 13名
17	毎日新聞社	読書・時事問題世論調査	平成22年 8月 16日	森町 平成6年9月30日生まれまで 16名
18	内閣府大臣官房政府広報室 (日本リサーチセンター)	介護保険医療制度に関する世論調査	平成22年 9月 8日	芸濃町林 20歳以上14名
19	三重県津保健所	乳幼児身体発育調査	平成22年 8月 24日	緑が丘二丁目、白塚町、幸町、海岸町：2歳未満安東町、相生町：小学校就学前 78名
20	NHK津放送局	全国個人視聴率調査	平成22年 9月 8日	高野尾町 明治生まれから平成15年生まれまで 14名
21	新聞通信調査会	第3回メディアに関する全国世論調査	平成22年 9月 1日	一身田上津部田 18歳以上の男女(平成4年9月末日まで) 19名
22	日本大学人口研究所 (中央調査社)	第2回仕事と家族に関する全国調査	平成22年 9月 15日	一身田上津部田 18歳から満59歳まで 男女46名(中河原23名、一志町高野23名)
23	津市半田老人会	半田老人会新規会員入会者調査	平成22年 9月 6日	半田 60歳到達者 42名
24	三重県津保健所	国民健康・栄養調査	平成22年 9月 8日	一志町井生(上井生) 21世帯 66名
25	NHK放送文化研究所 (中央調査社)	2010年11月全国接触者率調査	平成22年10月 5日	高茶屋五丁目 7歳以上(平成15年12月末日生まれまで) 男女12名
26	内閣府大臣官房政府広報室 (日本リサーチセンター)	外交に関する世論調査	平成22年 9月 27日	香良洲町 20歳以上男女(平成2年9月30日生まれまで) 13名
27	福島県立医科大学	腰部脊柱管狭窄に対する調査	平成22年 9月 27日	一身田上津部田(昭和5年11月1日から昭和45年10月31日まで生まれ) 40歳から79歳の男女 30名
28	国土交通省中部地方整備局 (サー ベイリサーチセンター)	全国都市交通特性調査	平成22年9月30日、10月1・4・6・7・8・12日	市内居住者 5歳以上 3000世帯 6920名
29	NHK放送文化研究所 (中央調査社)	年末年始全国接触者率調査	平成22年10月20日	白山町二本木 7歳以上の男女(平成15年12月月末日生まれまで) 12名
30	内閣府政策統括官 (新情報センター)	住宅と生活環境に関する意識調査	平成22年10月26日	本町 60歳以上男女 10名

住 民 基 本 合 帳 聞 聴 事 項 明 細

NO	閲覧機関の名称	請求事由の概要	閲覧の年月日	閲覧に係る住民の範囲
31	上三区 老人会	老人クラブ名簿作成	平成22年 9月24日	久居一色町 60歳から70歳まで 44名
32	総務省情報通信国際戦略局 (サードパーティセンター)	通信利用動向調査	平成22年11月2日	丸之内、野田、小舟、白塚町、藤ヶ丘町、安濃 町田端上野 20歳以上各32名 合計192名
33	日本緩和医療学会 (新情報センター)	一般市民を対象にした緩和ケアに関する認識度調査	平成22年10月26日	高野尾町 20歳以上40名
34	内閣府大臣官房政府広報室 (中央調査社)	少年非行に関する世論調査	平成22年11月16日	南が丘三丁目、南が丘四丁目 20歳以上男女16名
35	大学共同利用機関法人情報・センター デム研究機構(新情報センター)	生活と文化に関する世論調査	平成22年11月11日	安濃町曾根 20歳以上男女15名
36	内閣府政策統括官 (中央調査社)	食育に関する意識調査	平成22年11月16日	南丸之内 20歳以上男女14名
37	内閣府政策統括官 (新情報センター)	青少年のゲーム機等の利用実態調査	平成22年11月24日	南が丘二丁目 10歳～17歳 男女20名
38	日本銀行情報サービス局 (日本リサーチセンター)	生活意識に関するアンケート調査	平成22年11月30日	大園町、大谷町 15名
39	NHK放送文化研究所 (中央調査社)	生活意識に関する調査	平成22年12月14日	本町 20歳以上(平成2年12月末まで生まれ) 男女19名
40	内閣府大臣官房政府広報室 (中央調査社)	社会意識に関する世論調査	平成22年12月14日	戸木町 20歳以上 男女27名
41	郵便事業株式会社 (社団法人興論科学協会)	平成22年度郵便利用構造調査	平成22年12月14日	美川町 20歳以上(平成2年12月末まで生まれ) 男女20名
42	お茶の水大学(中央調査社)	子育て期における働き方と生活の 調和に関する調査	平成23年 1月13日	26歳以上38歳以下の女性14名 12歳以下のお子どもを持つ50歳以下のお姫様男性15名
43	三重県立看護大学(ジャパンイン ターナシヨナル総合研究所)	自殺に関する意識調査	平成22年12月15・16・17日	津市全地域 11月1日現在20歳以上 の住民 1990名
44	日本たばこ産業株式会社 ビデオリサーチ	全国たばこ喫煙者率調査	平成23年 2月3日	河辺町、城山二丁目、稻葉町、美杉町 石名原 80名
45	NHK放送文化研究所 (中央調査社)	社会的関心についての世論調査(社 会と生活についての世論調査)	平成23年 1月27日	長岡町16歳以上 平成6年12月末 日生まれまで 12名

住 民 基 本 台 帳 閲 覧 事 項 明 細

NO	閲覧機関の名称	請求事由の概要	閲覧の年月日	閲覧に係る住民の範囲
46	内多子ども会	新規加入対象者調査	平成22年12月20日	安濃町内多 14名
47	文化庁文化部（中央調査社）	平成21年度国語に関する世論調査	平成23年 2月 2日	觀音寺町 満16歳以上の男女 19名
48	内閣府大臣官房広報室 (新青報セシナー)	社会に関する意識調査	平成23年 1月 18日	雲出島賈町 20歳以上 22名
49	野村総合研究所	放送についての意識調査	平成23年 2月 2日	安濃町川西 16歳以上 男女14名
50	日本中央調査社	生活意識に関するアンケート調査	平成23年 2月 18日	片田志袋町・片田新町 20歳以上 15名
51	日本銀行情報サービス局 日本リサーチセンター	長寿祭案内通知対象者調査	平成23年 2月 7日	栗真町屋町の70歳・77歳 80歳・88歳・90歳の男女 120名
52	龍谷大学 (中央調査社)	犯罪被害に関する調査	平成23年 2月 18日	一志町高野 15歳以上男女 18名
53	内閣府政策統括官 (新青報セシナー)	平成22年度国民生活選好度調査	平成23年 2月 17日	一志町田尻 15歳以上 80歳未満 男女22名
54	清水子供会	新規加入対象者調査	平成23年 1月 7日	安濃町清水(清水・シャロームタウン 清水・佐倉団地) 18名
55	御山荘(老人) クラブ	新規加入対象者調査	平成23年 2月 3日	觀音寺町、鳥居町第1・第2・第3 自治会内住居者 187名
56	三重大学人文学部 地域研究アシスト事務所	アンケート調査(医療・福祉二 ズや満足度に関する学術研究)	平成23年3月9日～ 11日	津市全域 5040名
57	曾根子供会	新規加入対象者調査	平成23年 3月 7日	安濃町曾根(曾根) 4名

津市公告第54号

地区計画等の案を作成するため、津市地区計画等の案の作成手続に関する条例（平成18年津市条例第205号）第2条の規定により、次のとおり公告し、当該地区計画等の案の内容となるべき事項（以下「地区計画等の原案」という。）を平成23年4月14日から4月28日まで縦覧に供します。

なお、同条例第3条の規定により、都市計画法（昭和43年法律第100号）第16号第2項に規定する者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して1週間を経過する日までに、津市に意見書を提出することができます。

平成23年4月14日

津市長職務代理者 津市副市長 野口正

1 地区計画等の原案の種類、名称、位置及び区域

- (1) 種類 地区計画
- (2) 名称 長岡・河辺町東地区地区計画
- (3) 位置 津市長岡町、河辺町地内
- (4) 区域 次のとおりとする。

「次のとおり」は省略し、その区域図を津市都市計画部都市計画課に備え置いて縦覧に供する。

2 地区計画等の原案の縦覧場所

津市都市計画部都市計画課

津市公告第55号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定により許可した開発行為に関する工事が完了しましたので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告します。

平成23年4月14日

津市長職務代理者

津市副市長 野口 正

1 工事完了年月日

平成23年4月13日

2 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

津市高茶屋小森町字三軒家1671番45ほか5筆

3 許可を受けた者の住所及び氏名

津市高茶屋小森町1826番地

伊藤 祐郎

津市公告第56号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路の位置を指定しましたので、建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）第10条第1項の規定により次のとおり公告します。

平成23年 4月14日

津市長職務代理者 津市副市長 野口正

1 指定の年月日 平成23年4月12日

2 指定道路の位置

津市久居東鷹跡町310番1

3 指定道路の延長及び幅員

延長 A 25.1メートル

B 11.9メートル

幅員 A 6.0メートル

B 5.0メートル

津市公告第57号

狂犬病予防員より狂犬病予防法（昭和25年法律第247号）第6条第1項に基づく犬の抑留について通知がありましたので、同条第8項の規定により公告します。

平成23年4月14日

津市長職務代理者

津市副市長 野口 正

1 抑留日 平成23年4月11日

2 抑留期間 平成23年4月18日まで

番号	捕獲した 場所	種類	毛色	性別	体格	年齢	その他
1	津市 久居小野辺町	雑	白黒	オス	小	91日 以上	

3 連絡先 津市環境部環境保全課

電話 059-229-3282

津保健福祉事務所 保健衛生室衛生指導課

電話 059-223-5192

津市公告第58号

国土調査法（昭和26年法律第180号）第6条の4第1項の規定により、次の区域の地籍調査を実施しますので、同法第7条の規定により、次のとおり公告します。

平成23年 4月15日

津市職務代理者

津市副市長 野口 正

1 事業計画が公示された年月日

平成23年4月12日

2 調査を実施する者の名称

津市

3 調査区域

林川原5、鴉谷、下之世古、高茶屋A2

4 調査期間

公告の日から平成24年3月30日まで

津市公告第59号

津市公共下水道事業受益者負担に関する条例（平成18年津市条例第202号）第5条第1項の規定により平成23年度に負担金（分担金）を賦課しようとする区域を次のとおり定めましたので、公告します。

平成23年4月15日

津市長職務代理者
津市副市長 野口 正

負担金（分担金）を賦課する区域

橋内東部第2処理分区第6負担区（高洲町の一部、末広町の一部、中河原の一部）7,503.00平方メートル、津第1処理分区第1負担区（雲出本郷町の一部）297.57平方メートル、津第1処理分区第2負担区（雲出伊倉津町の一部）711.72平方メートル、津第1処理分区第3負担区（雲出伊倉津町の一部）1,711.46平方メートル、津第2処理分区第4負担区（高茶屋小森町の一部）22,053.32平方メートル、津第3-1処理分区第1負担区（高茶屋小森町の一部）14,029.72平方メートル、津第3-2処理分区第2負担区（高茶屋四丁目の一部、高茶屋五丁目の一部）12,254.23平方メートル、津第3-2処理分区第3負担区（高茶屋小森町の一部）55,176.31平方メートル、津第3-3処理分区第1負担区（高茶屋小森町の一部）1,598.70平方メートル、津第4処理分区第1負担区（藤方の一部、高茶屋二丁目の一部、高茶屋六丁目の一部、城山一丁目の一部、城山二丁目の一部）2,719.40平方メートル、津第5処理分区第1負担区（垂水の一部、藤方の一部）24,990.74平方メートル、津第5処理分区第2負担区（津興の一部、大園町の一部、藤方の一部）105,491.99平方メートル、津第5処理分区第3負担区（半田の一部）1,035.16平方メートル、北部負担区（久居野村町の一部、久居新町の一部）14,422.62平方メートル、小野辺分担区（久居野村町の一部、久居小野辺町の一部）34,623.12平方メートル、木造分担区（木造町の一部）23,645.61平方メートル、一志第3-3処理分区第1分担区（一志町井生の一部、一志町大仰の一部、一志町井関の一部、一志町高野の一部）39,637.98平方メートル、芸濃町椋本処理区（芸濃町椋本の一部、芸濃町萩野の一部）109,297.51平方メートル、一志町第3-1処理分区負担区（一志町八太の一部、一志町高野の一部、一志町田尻の一部）7,772.85平方メートル。

津市水道局告示第11号

津市水道局指定給水装置工事事業者から次のとおり給水装置工事の事業の廃止の届出を受けたので、津市水道局指定給水装置工事事業者規程（平成18年水道事業管理規程第14号）第10条第2号の規定により告示する。

平成23年4月13日

津市水道事業管理者 渡辺三郎

名称	所在地	廃止年月日
積和建設三重株式会社	四日市市富士町6番5号	平成23年 3月31日

津市水道局公告第1号

津市水道局が執行する建設工事等に係る事後審査型条件付一般競争入札（以下「事後審査型入札」という。）に関する必要な事項について、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び津市契約規則（平成18年津市規則第40号。以下「規則」という。）第4条の規定により、次のとおり公告します。

なお、この公告は事後審査型入札を執行するに当たっての共通事項を示すものであり、個々の入札に付する事項及び入札参加資格等については、別に公告します。

平成23年4月4日

津市水道事業管理者 渡辺三郎

事後審査型条件付一般競争入札共通事項

1 入札参加者に必要な資格要件

事後審査型入札に参加できる建設業者等は、次に掲げる要件を備えている者でなければならない。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないこと。
- (2) 建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項の許可（建設コンサルタント等にあっては、それぞれの業務に関し法令の定めるところによる登録）及び同法第27条の23第1項に規定する経営事項審査（建設コンサルタント等にあっては、水道事業管理者が別に定める審査）を受けており、かつ、その審査の基準日の前日までに営業年数が1年以上あること。
- (3) 津市競争入札参加資格者名簿に登載されていること。
- (4) 当該対象工事等の業種に応じた技術者を有していること。
- (5) 個別の案件ごとの公告（以下「個別公告」という。）から入札時までの期間において、津市から指名停止等を受けていないこと。
- (6) 手形交換所により取引停止処分を受ける等経営状態が著しく不健全でないこと。
- (7) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始を申し立てた者若しくは決定を受けた者（津市から再認定を受けた者を除く。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始を申し立てた者若しくは決定を受けた者（津市から再認定を受けた者を除く。）

でないこと。

- (8) 建設業法その他の法令、規則等に違反していないこと。
- (9) 個別公告において示す参加資格要件を満たしていること。
- (10) その他水道事業管理者が事後審査型入札に係る参加業者として不適当であると認める者でないこと。

2 設計書及び設計図書の閲覧等

建設工事等に係る設計書及び設計図書については、個別公告で示す期間、水道総務課において閲覧に供するほか、当該公告で示す販売店において有償で頒布する。

3 入札参加方法等

- (1) 入札参加者は、設計図書等（設計図書、図面、仕様書、関係書類及び現場等）を熟覧の上、入札しなければならない。この場合において設計図書等に関する質問がある場合は、個別公告において示す参加資格要件を有する者に限って、期限日までに書面のみにより申し出ることができる。質問に対する回答は、津市ホームページに掲載するものとする。
- (2) 事後審査型入札においては、入札参加のために事前に申請手続を行うことを要せず、この共通事項及び個別公告において示す参加に係る資格要件を満たす者は、当該公告において示す入札書提出期限までに入札書を提出することにより入札参加できるものとする。
- (3) 入札方法は郵便による入札とし、入札書及び積算内訳書（指定様式に限る。）を指定された封筒に封入の上、一般書留又は簡易書留のいずれかの方法で郵送するものとし、水道総務課への持参は認めない。
- (4) 封筒は、水道局が配布する郵便入札専用の指定封筒等を使用すること。
- (5) 個別公告で示した入札書提出期限までに郵便事業株式会社津支店必着とする。
- (6) 宛先

〒514-8799

郵便事業株式会社津支店留 津市水道局 水道総務課 宛

- (7) 入札回数は、1回とする。

4 入札書

- (1) 指定様式の入札書に、入札日（開札日）、入札者の住所（所在地）・商号（名称）・代表者氏名・印（入札参加資格審査申請時に提出した使用印鑑届に押印された印）、入札金額、工事名、工事場所及び落札可能件数を

鮮明に表示すること。また、入札金額はアラビア数字で、文字は楷書で記載すること。

- (2) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (3) 入札書は、指定した封筒等に入れ、開札日時、件名、差出人名を記入の上、3箇所の封印をすること。

5 積算内訳書

- (1) 入札書の入札金額に対応した積算内訳書を必ず提出すること。
- (2) 積算内訳書の合計金額は、必ず入札書の入札金額と同額とすること。
- (3) 積算内訳書は、入札書を提出（郵送）する際に必ず同封すること。
- (4) 積算内訳書の審査を行った結果、不明な点があるときは、さらに詳しい積算明細書等の資料提出及び積算根拠の説明を求めることがある。

6 開札の立会い

開札の立会人を、入札参加者の中から選定する。ただし、選定された立会人が立ち会わないときは、入札事務に関係のない職員に立ち会わせ、開札することができる。

7 開札及び落札候補者の決定

- (1) 開札は、個別公告において示す日時及び場所において行うものとする。
- (2) 開札の結果、予定価格の範囲内で最低制限価格以上の価格をもって入札した者のうち、最低価格で入札した者を落札候補者とし、当該落札候補者の入札参加資格の審査のため落札決定を保留し、開札を終了するものとする。
- (3) (2)の落札候補者となるべき者が複数ある場合は、開札立会人によるくじ引きにより、当該複数入札者の落札候補順位を決定する。

8 無効の入札

次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- (1) 競争入札に参加する資格のない者が入札をしたとき。
- (2) 入札者が同一事項の入札に対し2以上の入札をしたとき。
- (3) 入札者又はその代理人が他人の入札の代理をしたとき。

- (4) 入札に際して連合等の不正行為があったとき。
- (5) 入札者の記名押印のないとき。
- (6) 入札金額を訂正しているとき。
- (7) 入札書の記載事項が確認できないとき。
- (8) 入札保証金の納付がないとき、又は額が不足するとき。
- (9) 開札前において入札参加資格要件を満たさないことが明らかな者が入札をしたとき。
- (10) 入札書に指定された事項が記載されていないとき。
- (11) 指定された郵送方法以外の方法で入札書を郵送したとき。
- (12) 入札書が提出期限を過ぎて到着したとき。
- (13) 水道局が配布する郵便入札専用の指定封筒等以外の封筒で入札書を郵送したとき。
- (14) 指定封筒等に指定された事項が記載されていないとき。
- (15) 指定封筒等に記載された件名と同封された入札書の件名が異なるとき。
- (16) 積算内訳書が同封されていないとき。
- (17) 入札書に記載された金額と積算内訳書に記載された金額が異なるとき。
- (18) 落札候補者となった件数が落札可能件数に達した以後に当該落札候補者が入札をしたとき。
- (19) 開札後に入札参加資格の審査を行った結果、入札参加資格要件を満たさないことが分かったとき。
- (20) 意思表示が民法上無効とされる入札をしたとき。
- (21) その他あらかじめ指示した事項に違反したとき。

9 落札可能件数の変更

入札書投函以降、落札可能件数に変更が生じた場合は、「落札可能件数変更届」を提出すること。

10 入札書の書き換え等の禁止

一度提出した入札書を書き換え、引き換え、又は撤回することはできない。

11 入札参加資格確認資料の提出

落札候補者となった者は、事後審査型条件付一般競争入札参加資格確認申請書（以下「確認申請書」という。）及び次に掲げる確認資料を水道総務課へ提出するものとする。

(1) 建設工事の場合

ア 建設業許可証明書等の写し（支店等業者にあっては、支店等が対象業

種の建設業許可を有することを証明する書類)

- イ 配置予定の主任（監理）技術者及び現場代理人等との雇用関係を確認するための書類（雇用保険、社会保険被保険者証等の写し）
- ウ 配置予定の主任（監理）技術者の資格者証の写し（実務経験の場合は、実務経験経歴書）
- エ 専任技術者証明書の写し（建設業許可申請時に必要な営業所の専任技術者調書の写し）
- オ 同種工事の施工実績届出書
- カ 設計図書を購入した際の領収書の写し又は積算内訳書交付済証（水道総務課が発行したもの）
- キ その他入札参加資格を確認するために個別公告で示した資料

(2) 建設コンサルタント等の場合

- ア 建設コンサルタント等に係る登録を証明する書類
- イ 直近決算における現況報告書（副本）の写し
- ウ 配置予定技術者との雇用関係を確認するための書類（雇用保険、社会保険被保険者証等の写し）
- エ 配置予定技術者の資格証の写し等
- オ 同種業務の履行実績届出書
- カ 設計図書を購入した際の領収書の写し又は積算内訳書交付済証（水道総務課が発行したもの）
- キ その他入札参加資格を確認するために個別公告で示した資料

(3) 落札候補者は、提出を求められた日の翌日から起算して2日以内に確認申請書及び確認資料を提出しなければならない。

(4) 落札候補者が提出期限内に確認申請書及び確認資料を提出しない場合、当該落札候補者は入札参加資格要件を満たしていないものとみなす。

12 公正な入札の確保

- (1) 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を行ってはならない。
- (2) 入札参加者は、入札に当たっては、競争を制限する目的で他の入札参加者と入札価格又は入札参加意思についていかなる相談も行わず、独自に入札価格を決定しなければならない。
- (3) 入札参加者は、開札の前に、他の入札参加者に対して入札価格を意図的に開示してはならない。

13 落札者の決定

- (1) 落札候補者から提出された確認申請書及び確認資料を審査した結果、入札参加資格要件を満たしていることを確認したときは、当該落札候補者を落札者と決定する。
- (2) (1)の審査の結果、落札候補者が入札参加資格要件を満たしていないことを確認したときは、当該落札候補者のした入札を無効とし、次に低い価格をもって入札した者を新たに落札候補者とし、適格者が現れるまで順次審査を行うものとし、その過程において、同価格の入札をした者が複数ある場合は、別に指定する日時及び場所においてくじ引きを行い、落札候補者の順位を決定する。この場合において、くじ引きを代理人が行う場合は、委任状を提出しなければならない。
- (3) 入札参加資格要件の審査の結果、落札候補者が入札参加資格要件を満たしていないことを確認したときは、事後審査型条件付一般競争入札参加資格審査結果通知書により通知するものとする。
- (4) (3)の通知を受けた者は、通知を受けた日の翌日から起算して2日以内に書面により決定理由について説明を求めることができる。
- (5) (4)の説明を求められたときは、説明を求められた日の翌日から起算して4日以内に回答書により回答するものとする。

14 入札保証金

入札の際に入札価格の100分の3以上の入札保証金を納付しなければならない。ただし、規則第15条第1項各号のいずれかに該当する場合及びあらかじめ個別公告においてその必要がないと認めた場合は、この限りでない。

15 契約保証金

- (1) 契約の締結の際に契約金額の100分の10以上の契約保証金を納付しなければならない。ただし、規則第27条第1項に規定する有価証券等又は金融機関等若しくは保証事業会社との保証委託契約の保証証書を提供することにより、契約保証金の納付に代えることができる。
- (2) 津市建設工事執行規則（平成18年津市規則第41号）第12条の規定に該当する場合は、契約保証金を免除する。

16 予定価格

予定価格は、個別公告において明らかにする。

17 最低制限価格

最低制限価格の設定については、個別公告において明らかにする。

18 入札の中止等

- (1) 事後審査型入札への参加に係る業者等が不正の利益を得るために連合し、又は不穏な行動をなす等公正な入札の執行を確保することができないと認めるときは、当該事後審査型入札を延期、中止等の措置をとることがある。
- (2) 天災その他やむを得ない事由により入札（開札）を行うことができないと認めるときは、入札（開札）を中止することがある。
- (3) 入札の中止等に至った場合においても、見積りに係る費用、郵送に係る費用その他入札に係る一切の費用は補償しない。

19 異議申立て等

入札をした者は、入札後において、設計図書等（設計図書、図面、仕様書、関係書類及び現場等）についての不明を理由として異議を申し立てることはできない。

20 期限の特例

この共通事項において示す期限については、津市の休日を定める条例（平成18年津市条例第14号）第3条の規定を準用する。

津市水道局公告第2号

建設工事等に係る事後審査型条件付一般競争入札を執行しますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び津市契約規則（平成18年津市規則第40号）第4条の規定により、次のとおり公告します。

平成23年4月4日

津市水道事業管理者 渡辺三郎

記

別紙のとおり

事後審査型条件付一般競争入札

公 告 日	平成23年4月4日		工 事 担 当 課	工務課
工 事 名	平成23年度 工務第2号 公共下水道事業に伴う久居小野辺町地内配水管移設工事			
工事場所	津市 久居小野辺町 地内			
工事概要	配水管布設工 D I P ϕ 100mm L=135.2m 配水管布設工 P P ϕ 50mm L=5.6m 仕切弁設置工 ϕ 100mm N=3箇所 仕切弁設置工 ϕ 50mm N=1箇所 不断水仕切弁設置工 ϕ 100mm N=2箇所			
工 期	契約締結の日から 平成23年7月29日 まで			
発注業種	土木一式(配水管工事)			
参 加 資 格 に 関 す る 事 項	建設業許可	特定・一般		
	所在地要件	市内本店		
	格付要件	あり		
	地 域	【プロック】久居・一志 【地区】久居	【格付】B・A1・A2	
	格付要件	【プロック】久居・一志 【地区】一志・美杉	【格付】B	
		【プロック】 【地区】	【格付】	
		【プロック】 【地区】	【格付】	
	同種工事 実績要件			
	技術者要件	主任(監理)技術者 同業種の技術者(実務経験)以上の者(津市発注工事における専任配置) 現場代理人 常駐配置(主任技術者と兼務可)		
設計図書等に 関する質問	その他の要件	津市水道局指定給水装置工事事業者である者 元請として、水道局が指定する講習会等を修了した者を適正配置できる者		
	設計図書 の 閲 覧	閲覧期間 閲覧場所	本公告の日から 平成23年4月25日 まで 水道総務課	
	設計図書 の 購 入	購入期間 販売店	本公告の日から 平成23年4月25日 まで アサヒ感光社 津市半田141 TEL059(226)5214	
設計図書等に 関する質問	提出期限	平成23年4月13日 午後5時まで		
	回 答 日	平成23年4月20日 ホームページにて回答		
	提 出 先	水道総務課契約財産担当(津市水道局庁舎1階) FAX059-237-5819		
入札方法等	入札方法	郵便入札(一般書留・簡易書留に限る)		
	提出期限	平成23年4月25日 必着		
	郵 送 先	〒511-8799 郵便事業(株)津支店留 津市水道局 水道総務課 宛		
開 札 日 時 及 び 場 所	平成23年4月28日 午前10時00分 津市水道局2階 入札室			
予 定 価 格	8,040,000		円 (税抜き)	
最 低 制 限 価 格	有			
入 札 保 証 金	免 除			
契 約 保 証 金	契約金額の100分の10以上			
前 金 払	有			
部 分 払	無			
その他の 事項	・本公告に定める事項以外については、事後審査型条件付一般競争入札共通事項のとおりとする。 ・技術者要件欄に記載した津市発注工事とは、水道局又は調達契約課発注工事で担当課執行分を除く。 ・水道局が指定する講習会等とは、社団法人日本水道協会の配水管工技能講習会Ⅰ、日本ダクタイル鉄管協会の継手接合研修会(N S形口径450mm以下)又は鉄管製造メーカーの配管技能講習会(N S形口径450mm以下)をいう。			

事後審査型条件付一般競争入札

公 告 日	平成23年4月4日		工 事 担 当 課	工務課
工 事 名	平成22年度 簡水第11号 下之川簡易水道配水管布設工事			
工 事 場 所	津市 美杉町下之川			地内
工事概要	配水管布設工 D I P ϕ 150mm L=1748.6m 配水管布設工 D I P ϕ 75mm L=13.9m 仕切弁設置工 ϕ 150mm N=3箇所 仕切弁設置工 ϕ 75mm N=1箇所 仕切弁設置工 ϕ 50mm N=1箇所	仕切弁設置工 ϕ 40mm N=1箇所 仕切弁設置工 ϕ 30mm N=2箇所 消火栓設置工 単口地下式 N=7箇所 水管橋工 S U S 200A L=18.2m 水管橋工 S U S 150A L=44.8m		
工 期	契約締結の日から 平成24年2月6日 まで			
発注業種	土木一式(配水管工事)			
参加資格に関する事項	建設業許可	特定		
	所在地要件	市内本店		
	格付要件	△1		
	地域 格付要件	【プロック】 【プロック】 【プロック】 【プロック】	【地区】 【地区】 【地区】 【地区】	【格付】 【格付】 【格付】 【格付】
	同種工事 実績要件			
	技術者要件	主任(監理)技術者 現場代理人	同業種の監理技術者(専任配置) 常駐配置(監理技術者と兼務可)	
	その他要件	津市水道局指定給水装置工事事業者である者 元請として、水道局が指定する講習会等を修了した者を適正配置できる者		
設計図書 の 閲 覧	閲覧期間 閲覧場所	本公告の日から 平成23年4月25日 まで 水道総務課		
設計図書 の 購 入	購入期間 販売店	本公告の日から 平成23年4月25日 まで アサヒ感光社 津市半田141 TEL059(226)5214		
設計図書等に 関する質問	提出期限	平成23年4月13日 午後5時まで		
	回答日	平成23年4月20日 ホームページにて回答		
	提出先	水道総務課契約財産担当(津市水道局庁舎1階) FAX 059-237-5819		
入札方法等	入札方法	郵便入札(一般書留・簡易書留に限る)		
	提出期限	平成23年4月25日 必着		
	郵送先	〒514-8799 郵便事業(株)津支店留 津市水道局 水道総務課 宛		
開札日時 及び場所	平成23年4月28日 午前10時15分 津市水道局2階 入札室			
予定価格	108,341,000		円 (税抜き)	
最低制限価格	有			
入札保証金	免除			
契約保証金	契約金額の100分の10以上			
前 金 払	有			
部 分 払	無			
その他の 事項	・本公告に定める事項以外については、事後審査型条件付一般競争入札共通事項のとおりとする。 ・配置技術者について、3ヶ月以上の雇用関係が継続していること。 ・水道局が指定する講習会等とは、社団法人日本水道協会の配水管工技能講習会Ⅰ、日本ダクタイル鉄管協会の継手接合研修会(N S形口径450mm以下)又は鉄管製造メーカーの配管技能講習会(N S形口径450mm以下)をいう。			

事後審査型条件付一般競争入札

公 告 日	平成23年4月4日		業 務 担 当 課	工務課
業 務 名	平成23年度 工務第9号 上水道配水管布設工事に係る設計図作成業務委託			
業 務 場 所	津市 内各所			地内
業 務 概 要	管路設計 1.0m当たりの単価契約 現地調査 1式 設計図面作成 1式			
期 間	契約締結の日から 平成24年 3月23日 まで			
発注業種	測量			
参 加 資 格 に 關 す る 事 項	登録要件	業種 測量 部門 測量一般 測量法（昭和24年法律第188号）第55条第1項の規定による登録を受けていること		
	所在地要件	市内本店		
	当該部門 における 営業収入 金額要件			
	同種業務 実績要件			
	技術者要件	主任技術者 測量士（津市発注業務における専任配置）		
	その他要件	平成22年度格付区分等業者一覧（測量一般）に登載されていること		
設 計 図 書 の 閲 覧	閲 覧 期 間	本公告の日から 平成23年4月25日 まで		
	閲 覧 場 所	水道総務課		
設 計 図 書 の 購 入	購 入 期 間	本公告の日から 平成23年4月25日 まで		
	販 売 店	アサヒ感光社 津市半田141 TEL059(226)5214		
設 計 図 書 等 に 關 す る 質 問	提 出 期 限	平成23年4月13日 午後5時まで		
	回 答 日	平成23年4月20日 ホームページにて回答		
	提 出 先	水道総務課契約財産担当（津市水道局庁舎1階） FAX059-237-5819		
入 札 方 法 等	入 札 方 法	郵便入札（一般書留・簡易書留に限る）		
	提 出 期 限	平成23年4月25日 必着		
	郵 送 先	〒514-8799 郵便事業（株）津支店留 津市水道局 水道総務課 宛		
開 札 日 時 及 び 場 所	平成23年4月28日 午前10時30分 津市水道局 2階 入札室			
予 定 価 格	1m当たり 1,448 円（税抜き）			
最 低 制 限 価 格	有（本件に限り、1円未満は切り捨て。）			
入 札 保 証 金	免 除			
契 約 保 証 金	免 除			
前 金 払	無			
部 分 払	無			
その他の事項	<ul style="list-style-type: none"> ・本公告に定める事項以外については、事後審査型条件付一般競争入札共通事項のとおりとする。 ・入札対象物件は、管路設計のみ。 ・路面復旧設計については、落札者と見積合わせを行う。 ・技術者要件欄に記載した津市発注業務とは、水道局又は調達契約課発注業務で担当課執行分を除く。 			

津市選挙管理委員会告示第59号

平成23年4月10日執行の三重県議会議員選挙における津市開票区の開票立会人となるべき者のくじを行う場所及び日時を次のとおり定めたので、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第62条第6項の規定により告示する。

平成23年4月1日

津市選挙管理委員会
委員長 坂口 賢次

1 くじを行う場所 津市本庁舎8階 大会議室A

2 くじを行う日時 平成23年4月7日 午後5時30分

津市選挙管理委員会告示第60号

平成23年4月10日執行の三重県議会議員選挙における期日前投票所を次のとおり定めたので、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第48条の2第3項の規定による読み替え後の第41条第1項の規定により告示する。

平成23年4月1日

津市選挙管理委員会
委員長 坂口 賢次

期日前投票所名	期日前投票所を設ける期間	期日前投票所の場所	投票できる選挙人が登載されている選挙人名簿の投票区
第1期日前投票所	平成23年4月2日から同年4月9日まで	津市本庁舎8階 大会議室B	第1～第119投票区
第2期日前投票所	平成23年4月2日から同年4月9日まで	津市河芸庁舎1階 防災研修室	第47～第54投票区
第3期日前投票所	平成23年4月2日から同年4月9日まで	津市芸濃庁舎2階 防災会議室	第55～第59投票区
第4期日前投票所	平成23年4月2日から同年4月9日まで	津市美里庁舎1階 会議室	第60～第62投票区
第5期日前投票所	平成23年4月2日から同年4月9日まで	津市安濃庁舎2階 会議室1・2	第63～第66投票区
第6期日前投票所	平成23年4月2日から同年4月9日まで	津市久居庁舎4階 多目的室	第67～第88投票区
第7期日前投票所	平成23年4月2日から同年4月9日まで	津市香良洲公民館1階 大会議室	第89～第90投票区
第8期日前投票所	平成23年4月2日から同年4月9日まで	津市一志庁舎1階 市民対話室	第91～第102投票区
第9期日前投票所	平成23年4月2日から同年4月9日まで	津市白山庁舎2階 会議室	第103～第109投票区
第10期日前投票所	平成23年4月2日から同年4月9日まで	津市美杉総合開発センター1階 会議室	第110～第119投票区

津市選挙管理委員会告示第61号

平成23年4月10日執行の三重県議会選挙における期日前投票所の投票管理者及び投票管理者に事故があり、又は投票管理者が欠けた場合において、その職務を代理すべき者を次のとおり選任したので、公職選挙施行令（昭和25年政令第89号）第49条の7による読み替え後の第25条の規定により告示する。

平成23年4月1日

津市選挙管理委員会
委員長 坂口 賢次

別紙のとおり

津市選挙管理委員会告示第62号

平成23年4月24日執行予定の津市長選挙及び津市議会議員補欠選挙について、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第22条第2項の規定による選挙人名簿の登録に関し、次のとおり定めたので、公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第14条第2項の規定により告示する。

平成23年4月7日

津市選挙管理委員会
委員長 坂口 賢次

1 被登録資格の決定の基準となる日

平成23年4月16日

（年齢については、平成23年4月24日とする。）

2 登録を行う日

平成23年4月16日

津市選挙管理委員会告示第63号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第22条第2項の規定により、平成23年4月16日に選挙人名簿に登録した者の氏名、住所及び生年月日を記載した書面の縦覧に関し、次のとおり定めたので、同法第23条第2項の規定により告示する。

平成23年4月7日

津市選挙管理委員会

委員長 坂口 賢次

1 縦覧に供する期間 平成23年4月17日

2 縦覧の場所 津市選挙管理委員会事務局

津市選挙管理委員会告示第64号

平成23年4月24日執行予定の津市長選挙及び津市議会議員補欠選挙における候補者の届出等の書類を選挙長に提出すべき場所を次のとおり定めたので公職選挙事務取扱規程（平成18年津市選挙管理委員会告示第1号）第69条の規定により告示する。

平成23年4月7日

津市選挙管理委員会
委員長 坂口 賢次

提出すべき場所 津市本庁舎8階 大会議室A

津市選挙管理委員会告示第65号

平成23年4月24日執行予定の津市長選挙及び津市議会議員補欠選挙における選挙長及び選挙長に事故があり、又は選挙長が欠けた場合において、その職務を代理すべき者を次のとおり選任したので、公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第81条の規定により告示する。

平成23年4月7日

津市選挙管理委員会
委員長 坂口 賢次

1 選挙長

住 所 ○○○○○○○○○○○○
氏 名 坂口 賢次

2 選挙長に事故があり、又は選挙長が欠けた場合において、その職務を代理すべき者

住 所 ○○○○○○○○○○○○○○
氏 所 鈴木 捷功

津市選挙管理委員会告示第66号

平成23年4月24日執行予定の津市長選挙及び津市議会議員補欠選挙における投票所の開閉時間を公職選挙法（昭和25年法律第100号）第40条第1項ただし書の規定により次のとおり定めたので、同条第2項の規定により告示する。

平成23年4月7日

津市選挙管理委員会
委員長 坂口 賢次

投票所を開く時間 午前7時

投票所を閉じる時間 午後7時

津市選挙管理委員会告示第67号

平成23年4月24日執行予定の津市長選挙及び津市議会議員補欠選挙について、津市議会の議員及び津市長の選挙におけるポスター掲示場の設置に関する条例（平成18年津市条例第4号）第2条第1項に規定するポスター掲示場に、ポスターを掲示することができる日を同条例第3条第1項の規定により、次のとおり告示する。

平成23年4月7日

津市選挙管理委員会
委員長 坂口 賢次

掲示することができる日 平成23年4月17日

津市選挙管理委員会告示第68号

平成23年4月24日執行予定の津市長選挙及び津市議会議員補欠選挙における不在者投票の投票用紙及び不在者投票用封筒の交付場所を次のとおり定める。

平成23年4月7日

津市選挙管理委員会
委員長 坂口 賢次

交付場所	交付できる選挙人が登載されている選挙人名簿の投票区
津市本庁舎8階 大会議室B	第1～第119投票区
津市河芸庁舎1階 防災研修室	第47～第54投票区
津市芸濃庁舎2階 防災会議室	第55～第59投票区
津市美里庁舎1階 会議室	第60～第62投票区
津市安濃庁舎2階 会議室1・2	第63～第66投票区
津市久居庁舎4階 多目的室	第67～第88投票区
津市香良洲公民館1階 大会議室	第89～第90投票区
津市一志庁舎1階 市民対話室	第91～第102投票区
津市白山庁舎2階 会議室	第103～第109投票区
津市美杉総合開発センター1階 会議室	第110～第119投票区

津市選挙管理委員会告示第69号

平成23年4月24日執行予定の津市長選挙及び津市議会議員補欠選挙における選挙公報の掲載順序を定めるくじを行う日時及び場所を津市議会の議員及び津市長の選挙における選挙公報発行に関する規程（平成18年津市選挙管理委員会告示第7号）第6条第2項の規定により次のとおり定めたので、同項の規定により告示する。

平成23年4月7日

津市選挙管理委員会
委員長 坂口 賢次

1 くじを行う日時 平成23年4月17日 午後5時30分

2 くじを行う場所 津市本庁舎8階 大会議室A

津市選挙管理委員会告示第70号

平成23年4月24日執行予定の津市長選挙及び津市議会議員補欠選挙において、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第175条第3項及び第5項の規定により投票記載所の氏名等の掲示の掲載順序を定めるためのくじを行う日時及び場所を次のとおり定めたので、公職選挙事務執行規程（平成7年三重県選挙管理委員会告示第5号）第85条の規定により告示する。

平成23年4月7日

津市選挙管理委員会
委員長 坂口 賢次

- 1 くじを行う日時 平成23年4月17日 午後5時30分
- 2 くじを行う場所 津市本庁舎8階 大会議室A

津市選挙管理委員会告示第71号

平成23年4月24日執行予定の津市長選挙及び津市議会議員補欠選挙における投票所を次のとおり定めたので、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第41条第1項の規定により告示する。

平成23年4月7日

津市選挙管理委員会
委員長 坂口 賢次

別紙のとおり

地域	投票区	投票所名稱・施設
津	1	津市社会福祉センター
	2	津市立養正小学校
	3	津市相愛保育園
	4	津市立敬和小学校
	5	津市敬和公民館
	6	津市橋南会館
	7	津市阿漕塚記念館
	8	津市立育生小学校
	9	津市立橋南中学校
	10	ばだいじ保育園
	11	津市橋南公民館
	12	名古屋文化学園津幼稚園
	13	津市立新町小学校
	14	津市立西橋内中学校
	15	三重大学附属幼稚園
	16	三重県采町庁舎(旧三重県民サービスセンター)
	17	津市立南立誠小学校
	18	津市アストプラザ
	19	津市津西会館
	20	津市立西が丘小学校
	21	上浜団地集会所
	22	津市立北立誠小学校
	23	津市立雲出幼稚園
	24	津市城山会館
	25	津市南郊公民館
	26	三重県工業研究所
	27	津市立藤水小学校
	28	津市南が丘会館
	29	津市立南が丘小学校
	30	津市立神戸小学校
	31	泉ヶ丘集会所
	32	津市立片田小学校
	33	津市立櫛形小学校
	34	津市立安東小学校
	35	三重県立津西高等学校
	36	津市立一身田小学校
	37	津市一身田公民館
	38	豊野会館
	39	町屋会館
	40	津市栗真保育園
	41	津市白塚公民館
	42	津市白塚市民センター
	43	白塚団地第2自治会集会所
	44	津市立大里小学校
	45	津市高野尾転作促進技術研修所
	46	津市豊が丘会館
河芸	47	中別保公民館
	48	津市立豊津小学校
	49	津市立上野小学校
	50	東千里公民館
	51	津市立千里ヶ丘小学校
	52	津市立黒田小学校
	53	南黒川公民館
	54	三行地区農業構造改善センター
芸濃	55	津市芸濃総合文化センター
	56	津市立明小学校
	57	津市立安西・雲林院幼稚園
	58	津市雲林院福祉会館
	59	津市落合の郷
美里	60	津市立長野小学校
	61	津市立高宮小学校
	62	津市立辰水小学校
安濃	63	津市草生公民館
	64	津市村主公民館
	65	津市安濃公民館
	66	津市明合公民館

地域	投票区	投票所名・施設	
久居	67	津市久居庁舎	1階ロビー
	68	津市立誠之小学校	体育館
	69	津市立成美小学校	体育館
	70	津市立立成小学校	大会議室
	71	久居さくらが丘集会所	
	72	津市立密柑山幼稚園	
	73	津市北部保育園	
	74	津市元町地区集会所	
	75	津市須ヶ瀬構造改善センター	
	76	木造区集会所	
	77	津市桃園情報センター	
	78	津市こべき保育園	
	79	津市立戸木小学校	体育館
	80	津市七栗産業会館	
	81	津市立栗葉幼稚園	
	82	一色公会所	
	83	下稻葉公会所	
	84	上稻葉ふれあい会館	
	85	津市柳原農民研修所	
	86	津市下村教育集会所	
	87	寺野頃内集会所	
	88	津市柳原上教育集会所	
香良洲	89	津市香良洲中央公民館	
	90	津市立香海中学校	体育館
志	91	井生公会所	
	92	津市大井公民館	
	93	井関公会所	
	94	津市波瀬ふれあい会館	
	95	室の日公民館	
	96	津市川合文化会館	
	97	津市庄村集会所	
	98	津市高岡老人憩いの家	
	99	津市一志中央公民館	ホール
	100	津市一志体育館	サブアリーナ
	101	津市小山集会所	
	102	虹が丘集会所	
白山	103	津市元取公民館	
	104	津市立家城小学校	体育館
	105	津市立川口小学校	体育館
	106	津市大三農村集落多目的共同利用施設	ホール
	107	津市三ヶ野集会所	
	108	津市倭公民館	
	109	津市八ツ山農村集落多目的共同利用施設	ホール
美杉	110	津市竹原多目的集会所	
	111	津市美杉総合開発センター	
	112	津市太郎生多目的集会所	
	113	下太郎生中農業集落多目的集会所	
	114	津市伊勢地地域住民センター	
	115	津市八幡地地域住民センター	
	116	津市美杉高齢者婦人センター「しゃくなげ会館」	
	117	津市丹生俣多目的集会所	
	118	津市多気地域住民センター	
	119	津市下之川地域住民センター	
計			

津市選挙管理委員会告示第72号

平成23年4月24日執行予定の津市長選挙及び津市議会議員補欠選挙における選挙会の場所及び日時を次のとおり定めたので、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第78条の規定により告示する。

平成23年4月7日

津市選挙管理委員会
委員長 坂口 賢次

1 場 所 津市体育館

2 日 時 平成23年4月24日 午後9時30分から